

●製鐵所の整理及經營方針に關する質問主意書

大正十二年二月十日

永井柳太郎

大正十二年製鐵所作業の歳入豫定額及翌年度へ繰越すべき貯藏材料其の他の物品の豫定額合計一億一千六百六十餘萬圓の中(イ)大正十二年度作業歳入豫定額の内譯(銑鐵、鋼片、鋼材其の他副産物の數量、金額、單價に分ち説明せられたし)及(ロ)大正十一年度より同十二年度に繰越したる貯藏材料其の他の物品の種類、數量、金額、單價如何

一 大正十二年度の歳出豫定額中前年度より繰越すべき貯藏材料其の他の物品の豫定價格四千四百九十三萬餘圓の内譯如何(假令は石炭、鐵鑛、銑鐵等に分ちて其の數量金額、單價を示されたし)

二 生産物賣拂代の内譯如何(生産物の主なる種類假令は銑鐵、鋼塊、鋼片、軌條、板類、條竿、線材、外輪等に就て數量、金額、單價を示し且大正十二年度と同十一年度との比較)

三 整理節約の爲歳出に於て八百二十四萬餘圓を減少せりとのことなるが其の内原料其の他の物價下落の爲に自然的に生ずる經費の減少を除き實際整理したる金額は幾何なるか

四 大正十二年度作業收入表と雜收入表とを見るに僅に百二十八萬圓に過ぎざる雜收入を極めて詳細に内譯しあるに拘らず六千萬圓以上の巨額を算し且其の性質を異にする製品收入、半製品收入、原料收入、副産物收入等を包含する作業收入に於て詳細の内譯を示さざるは如何なる理由に依るや

五 大正十二年度に於ける勅任奏任列任の俸給額は前年度に同じ是れ整理したりと謂ふを得べきか

六 大正十二年度に於ける職工人夫給は前年度に比し約三百萬圓の減少なるも人員は自然的減少を補充せざるに止まり特に整理したる形跡なし然らば右の減少

額は賃銀の減額に依て捻出したるものなりや若然らずとせば其の實情を説明せられたし

八 大正十二年度豫算に依れば製鐵所の職員俸給、給與、製鐵手給、雇員給、傭人給、職工人夫給、傭外國、給は合計千九百萬圓を超ゆ故に製鐵所の販賣鐵製品を假に多く四十五萬噸と見積るも一噸當りの人件費四十二圓餘となる即ち製品ベースの實價百八圓中より運賃を差引きたる百二圓に對し四割二分餘に當る前年末の實價九十七圓より運賃六圓を差引きたる九十一圓に比すれば實に其の四割五分を占む斯の高率の人件費を以て如何にして莫大なる作業收益を得たるや

九 坑營費八百九十萬圓を消費して採取すべき石炭其の他の採掘品を鹿町、高雄、潤野等の各坑に分ちて其の數量、金額、單價を示されたし

十 大正十二年度歳出に屬する鑛石費八百五十五萬圓と地金費一千〇六十七萬圓との内容を詳記せられたし

十一 大正十二年度の材料素品費二千五百二十五萬餘圓を計上せるも前年度より繰越すべき貯藏材料其の他の物品四千四百九十三萬餘圓と製鐵所出身の所屬に係る炭坑其の他材料の自給の便宜とを有しながら尙且斯る多額の材料素品費を必要とする理由如何

十二 大正十二年度歳出に屬する石炭費五百十五萬五千餘圓は石炭購入費の意味なりや若然りとせば其の數量並平均單價如何

十三 銑鐵は毎年自家製産及支那との契約に基く數量にて餘りあるに尙東洋製鐵會社を管理する理由如何

十四 鹿町炭坑は骸炭の配合上必要なりと稱するも事實に於ては收支償はさる如し廢坑と爲すを可とせざるか製鐵所は鹿町炭より低價なる配合炭を他に求ることを能はずと思惟するや

十五 製鐵所は機械不良の爲運轉を休止し居たる某社の古ブリキ機械を購入したり右は如何なる必要に出でたるものなりや若止むを得ざる事情在りて購入したりとするも實際の操業には新機械を使用するを利益とせざるや

十六 製品半製品の各地渡價格は特殊會社に限り運賃を割引しつつある如し右は如何なる理由に基くものなりや

十七 製品賣拂に際し大口の註文者には割引を爲すも小口の註文者には割引せず右の差別待遇を正當と認むる理由如何且製品賣拂高の中割引したるものと割引せざりしものとの數量及金額如何

十八 製鐵業者と製鋼業者とに對する保護に不公平なることなきや製鐵所は常に東洋製鐵會社と謂はず一切の製鐵業者及製鋼業者に對し公平に保護するか然らずむは一切の保護を全廢するか二者孰れかに出づるを正當と認めざるや

(注意) 以上數種の質問中に現はるる原料、素品、半製品、製品等にして同一品か或は買却せられ或は購入せられ或は貯藏せられ或は副産物として取扱はるる場合に各其の數量を明確に區分し二重計算とならざる如く注意せられたし

有及質問候也

答 辯 書

大正十二年三月十四日 内閣總理大臣 男爵 加藤 友 三 郎

衆議院議員永井柳太郎君提出製鐵所の整理及經營方針に關する質問に對し別紙答辯書差進候

- 一 (イ)別表第一號の通
- (ロ)別表第二號の通

二 質問一(ロ)と同一事項に付右に對する答辯にて了承せられたし

三 別表第三號の通

四 豫算書中の製鐵所作業歳出前年度比較増減事項別區分表に明示せるか如く原料品代たる材料素品費の項に屬するものの減少額は整理節約の減八百二十四萬七千四百八圓中には計上せず本件は事業費の項に屬する人件費及雜費と幾分の雜品費等にして節約を旨とし力めて其員數の減少を圖りて之を捻出したるものなり雜品費中には多少物價下落に因るものあるべきも之を區分すること難し

五 雜收入の金額は之を作業收入に比すれば極めて僅少なりと雖其の内容は曩に豫算委員に配布せる製鐵所作業歳入歳出豫定計算書各自明細書に掲出せるか如く多岐多様に涉れるを以て其の收入科目を細別せるも作業收入にありては單に生産物賣拂代のみにして之か内譯は右の各目明細書には生産物と副生産物とに分ちて計上せり主生産物に屬するものは鋼材のみにして原料の賣拂代等なし又若し是れある場合に於ても本科目に計上すべきものにあらざるに依り本項には他の目を設けざるなり此豫算の形式は當に十二年度に限れるものにあらずして既に十餘年の久しきに彌り襲用し來れる所なり

六 製鐵所の職員は多くは現業に従事せるものなるに依り他の行政官署と其趣を

異にし加之同所職員は恒に莫大なる價格受授の間に在りて職を執るものなるを以て務めて責任官吏をして其の衝に當らしむるを要するは言を俟たざる所なるか故に官吏の人員を減するを得ず且同所の事業の逐年擴張する所なるに依り却て相當の増員を要すべきものなるも殊に經費緊縮の折柄十二年度に於ては官吏は之を現在定員に止め唯事業費の項に屬する補助職員に於て可及的整理減員を行ひたるものなり

七 職工人夫給の前年度比較減參百七萬千參百七拾五圓は人員を減少したるものにして今日の場合には猶賃金の低下を期待し難し右減少の内容は大正十一年度及同十二年度の製鐵所作業歳入歳出豫定計算書各自明細書を比較すれば之を明にし得べき所にして即ち別表第四號の通なりとす而して製鐵所に於ては其の生産を縮少するものにあらずして却て多少増加するに依り從業者の減員は極めて困難とする所なるも整理の趣旨に因り最も節約に力めたり然れども定備職工に在りては作業の基本に屬するものたるも其の熟練の技能等は之を得るに易からざるものあるに依り成るべく之を保留し唯之か補足として隨時に備入るる臨時備職夫を極力減少することとせり

八 本質問の所謂人件費中には副生産物の製造及雜收入の原因たるものに屬する部分迄も含めるを以て正確の意味に於ては之を鋼材のみに要する人件費と謂ふを得ざるか右等は其の額僅少なるに依り採算上の簡捷を期して姑く之に依りて六年度以降の實績を計算するに左表に示すか如く九年度迄は累年激増し來り十年度に於ては少しく低下を來せるも猶六年度の三倍に近し之等は一に時勢の風潮に伴ひ職工其他從業者の待遇改善の結果賃金給料等を増額し且勤務時間を短縮八時間制度としたるに因るものなるも復一般的の能率低下の影響に係るもの尠少ならざる如し好況時代に於ては如上高率の人件費を支出するも生産物の價殊に高かりしを以て多大の利益を擧ぐることを得たるも鐵價の崩落に際しては輒もすれば之か爲め損失を生ずる虞あり現に十年度に於ては既に力めて人員の減少と經費の節約とを實行して併せて能率の増進を圖りたるに因り辛ふして損失を免れたるか十二年度豫算の編成に當りては此の方針を持續して猶緊縮に努め十一年度豫算に比し多大の減額を行ひたる結果漸く適當の約奪圓の益金を計上することを得たるものなり

鋼材適當り

六年度實績

七年度同

八年度同

一五圓一三 二八圓二三 四四圓五〇

九年度實績 十年度同 十二年度豫算

五五圓四七 四三圓五四 五四圓五七

九 歳出第一款製鐵所作業費第二項事業費第六目坑管諸費の科目を以て計上せる八百萬千四百圓は曩に豫算委員に配布したる製鐵所作業歳入歳出豫定計算各目明細書に掲出せる如く内一萬二千圓は鐵山排土費、一萬二千圓は探鑛及測量調査費にして殘八百八十七萬七千四百圓を炭山坑管費とす之に對する數量及金額は別表第五號の通なり

十 歳出第一款製鐵所作業費第三項材料素品費第一目鑛石及第二目地金の科目を以て計上せるもの内容は曩に豫算委員に配布したる製鐵所作業歳入歳出豫定計算書各目明細書に掲出せる如くなるか右は別表第六號の通なり

十一 前年度より繰越すべき物品は別表第二號に示せるか如くなるも製鐵製鋼の原料たるものは右の内材料及素品に屬するもののみなり本業は巨額の原料を要し且之等は普通の商品の如く容易に市場に於て買得ざるものなるを以て作業の安圖を期する上に於て常に循環して相當量の豫備を要し之を全然遣り繰りの状態に在らしむべからざるのみならず繰越原料のみにては大正十二年度豫定の作業を爲すに不足なるもの多々なるに依り自管採掘に係る石炭の外尙豫算に計上せる材料素品費を要するものなり

十二 歳出第一款製鐵所作業費第三項材料素品第四目石炭の科目を以て計上せる五百十五萬五千五百圓は曩に豫算委員に配布したる製鐵所作業歳入歳出豫定計算書各目明細書に掲出せる如く購入石炭四十九萬千噸(一噸平均十圓五十錢)に對するものなり

十三 自家製産の數量は未だ豫定の額に達せず支那に於ては大治に於て新爐を設備し已に一年より製銑して製鐵所に供給する筈なりしも新設備不完全にして今輸出銑せず一昨冬製鐵所か銑鐵の缺乏に苦しみたるか如き之か爲にして又何時之を再びするも計られず製鐵所の作業は材料を確實にして萬全の備を爲し置くは本業の特性にして實に己むを得ざる所なり

十四 目下の如き不景氣なる場合に於ては鹿町炭より開平炭を安價と認むるを以て該炭の購入を増加する積なるも鹿町炭坑は施設の整理に従ひ生産費は漸次低減しつつあるに假令開平炭を比較的安價とするも開平炭供給の停塞(昨年の如きも兵亂又は鑛夫の同盟罷業に依り供給を停塞し事業上に支障を生したり)に備

ふる必要上廢坑と爲すを得ず

十五 珪素鋼板工場を急設するの必要あるを以て日東製鋼會社の輸入したる珪素鋼板用機械の一部を購入せんとするの計畫を有す而して其購入せんとする機械の内約三分の二は同社の實際二箇年餘使用したるものなるも不良のものにあらざれば三分の一は新に購入したるものにして未だ荷解を爲さざるものなり而して右機械は製鐵所新設工場設備の一部を成すべきものにして之に他よりの新規購入品等を補足して完成するものなるか故に全部を新に購入したる場合と實際操業上の便否に於て差異なく唯價額の著しく低廉なると設備を急速に完成せしめ得る點に於て甚た有利なり

十六 特殊會社に限り運賃を割引することなし
十七 大口註文に對して割引を爲すは一般市場の取引に卸賣値と小賣値とあるか如し割引數量及金額等は別表第七號の通

十八 製鐵所に於て東洋製鐵株式會社工場を無料借入使用しつつあるは第十三項に於て述べたるか如く自用銑の不足を補足せんか爲にして皆て製鐵業者を保護するの趣旨にあらず

右及答辯候也

大正十二年三月十五日

農商務大臣 荒井賢太郎

別表第一號

大正十二年度作業歳入豫定額内譯

第一款 製鐵所作業收入 六二、九三六、三六五圓

第一項 作業收入 六一、六五六、〇〇圓

目 十二年度豫定額

第一目 生産物實拂代 六一、六九六、〇〇〇

種別 數量 單價 金額 備考

生産物 四三〇、〇〇〇 一三六、〇〇〇 五八、三二〇、〇〇〇

内譯は質問三に對する答辭用表第三號「生産物實拂代」内譯「生産物の箇所に掲出せるに付参照せられたし

副生産物 二七〇、〇〇〇 一、六〇〇 五三六、〇〇〇 (同上)副生産物の箇所に同上

第二項 雜收 入	一、二八〇、三六五圓
第一目 手 數 料	一八五
第二目 物 品 賣 拂 代	五五三、一六二
第三目 辨 償 金	三三〇、六八九
第四目 違 約 金	一九四、九一五
第五目 加 工 料	一、三一四
第六目 小切手支拂未済金收入	一〇〇
第七目 雜 入	二〇〇、〇〇〇

大正十一年度より同十二年度へ繰越すべき貯蓄材料其の他物品

豫定の價格内譯

原簿科目及種別 數量 金額 平均履當り

材料及素品 二七、二五一、四八八円

別表第三號

生産物賣拂代の内譯

十二年度豫算

六二、六五六、〇〇〇円

十一年度豫算

六九、七八七、五〇〇円

(△印は減少を示す)

比製増減

△八、一三一、五〇〇円

生産物賣拂代	種別	應數	單價	金額	應數	單價	金額	應數	單價	金額	應數	單價	金額
(一) 生産物	鋼片	七五、〇〇〇	(平均) 七五、〇〇	五,625,000	七五,000	(平均) 七五、〇〇	5,625,000	六,000	△七五、〇〇	450,000	六,000	△七五、〇〇	450,000
	鋼板	七五、〇〇〇	(平均) 一三三、八六	10,117,800	七五,000	(平均) 一三三、八六	10,117,800	二,000	△一〇、六五	212,000	二,000	△一〇、六五	212,000
	棒鋼	六五、三〇〇	(平均) 一三六、七一	8,990,000	六五,300	(平均) 一三六、七一	8,990,000	二,九〇〇	△五七、七一	170,655.00	二,900	△五七、七一	170,655.00
	型鋼	六六、四〇〇	(平均) 一三三、五〇	8,864,000	六六,400	(平均) 一三三、五〇	8,864,000	一,九五〇	△三三、五六	261,100	一,950	△三三、五六	261,100
	軌條	六六、〇〇〇	(平均) 一三三、四三	8,806,000	六六,000	(平均) 一三三、四三	8,806,000	〇	△〇、〇三	0	〇	△〇、〇三	0
	軌條附屬品額	六六、七〇〇	(平均) 三〇、八八	2,050,000	六六,700	(平均) 三〇、八八	2,050,000	〇	△三三、七	1,337,000	〇	△三三、七	1,337,000
	外 輪	五、〇〇〇	(平均) 三二、二〇	161,000	五,000	(平均) 三二、二〇	161,000	〇	△三三、〇	177,000	〇	△三三、〇	177,000
	線及釘材	一七、〇〇〇	(平均) 一五〇、六六	2,561,200	一七,000	(平均) 一五〇、六六	2,561,200	△五、〇一〇	△三、五	175,000	△五、〇一〇	△三、五	175,000

鐵 鑛	九一〇、九六〇	七、五八三、七一〇	八・三二餘
銑 鐵	一五六、二四七	八、二一三、一七三	五・五四〃
石 炭	一六二、四二七	一、七四八、三三七	一〇・七六〃
鋼 塊	一二四、八四八	八、七三三、〇六七	六九・九四〃
其の他	三四、七九八	九七三、二〇一	二七・九六〃
生 産 品		一六、一二九、三九九	
鋼 材	一六二、六二二	一六、〇〇一、三六三	九八・六三〃
其の他	二、七〇二	一、二八、〇三六	四七・三八〃
機械運轉用品		一、四一五、九二四	
備 品		四四、九三九、七九七	

別表第四號

職工人夫給減少額内譯表

名稱	區別	十一年度豫定額	整理に因る減	生産増加に伴ふ増	差	引	減	十二年度豫定額
其他		二四〇七五	△ 八七〇	△ 八七〇	0	△ 八七〇	△ 八七〇	二四〇七五
ペンソール		四七〇	△ 一八七	△ 一八七	0	△ 一八七	△ 一八七	四七〇
タール油		八二〇	△ 一〇〇	△ 一〇〇	0	△ 一〇〇	△ 一〇〇	八二〇
ビス		一六〇〇	△ 一〇〇	△ 一〇〇	0	△ 一〇〇	△ 一〇〇	一六〇〇
硫酸安母尼亞		七八四五	△ 一〇〇	△ 一〇〇	0	△ 一〇〇	△ 一〇〇	七八四五
内譯								
(一) 副生産物		二〇〇〇〇	△ 一〇〇〇	△ 一〇〇〇	0	△ 一〇〇〇	△ 一〇〇〇	二〇〇〇〇
其他		二〇〇〇〇	△ 一〇〇〇	△ 一〇〇〇	0	△ 一〇〇〇	△ 一〇〇〇	二〇〇〇〇

別表第五號

製鐵所所屬炭坑別數量及金額表

名稱	區別	十一年度豫定額	整理に因る減		生産増加に伴ふ増		差	引	減	十二年度豫定額
			人員	金額	人員	金額				
定備職工	人員	一八〇〇〇	0	0	0	0	0	0	一八〇〇〇	
延人員	人員	六五〇〇〇	△ 一〇〇	△ 一〇〇	0	△ 一〇〇	△ 一〇〇	六五〇〇〇		
單賃	金額	二〇〇〇	△ 一〇〇	△ 一〇〇	0	△ 一〇〇	△ 一〇〇	二〇〇〇		
延人員	人員	一五一一〇〇〇	△ 一〇〇	△ 一〇〇	0	△ 一〇〇	△ 一〇〇	一五一一〇〇〇		
單賃	金額	一〇〇	△ 一〇〇	△ 一〇〇	0	△ 一〇〇	△ 一〇〇	一〇〇		
臨時備職夫	人員	一〇〇	△ 一〇〇	△ 一〇〇	0	△ 一〇〇	△ 一〇〇	一〇〇		
單賃	金額	一〇〇	△ 一〇〇	△ 一〇〇	0	△ 一〇〇	△ 一〇〇	一〇〇		
計	金額	一九三六二〇〇	△ 一〇〇	△ 一〇〇	0	△ 一〇〇	△ 一〇〇	一九三六二〇〇		

炭坑名

骸炭原料用炭 塊炭 小塊炭 切込炭 計

炭山坑管費 同噸管り

摘要

中央坑	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇
潤野坑	一六二〇〇	一六二〇〇	一六二〇〇	一六二〇〇	一六二〇〇	一六二〇〇	一六二〇〇
高雄第一坑	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇
高雄第二坑	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇

上記の五坑は各近接の地に存するを以て經費豫算は之を區別せず

精製鐵塊	1,140,000	7,110	8,250	8,250
鹿島鐵塊	20,000	11	1	1
計	1,160,000	7,121	8,251	8,251

別表第六號

鑛石費及地金費内容

第一目 鑛石	1,550,000			
第二目 地金	10,747,100			
計	12,297,100			

割引せるもの

割引せざるもの

年度	數量	金額	數量	金額	數量	金額
大正十年	8,674	93,554	3,943	59,546	4,616	67,377
同十一年	16,000	151,260	3,462	33,403	2,707	31,949
備考						

製鐵所の整理及經營方針に關する再質問主意書

三月十九日

提出者 永井柳太郎

- 一、右は契約數量及其の金額なり。
- 二、右期間の大口注文にして割引せざるものなし。

鐵鑛石	1,000,000	8,800	9,800,000
滿庵鐵石	400,000	3,300	1,320,000
第二目地	10,747,100	42,120	453,830,000
銑鐵	100,000	5,500	550,000
屑鐵	10,000	1,200	12,000
除燐銑鐵	20	1,200	24,000
庖丁鐵	100	120,000	12,000
滿庵鐵	1,100	10,000	11,000
硅素鐵	100	120,000	12,000
「チタニウム」鐵	100	120,000	12,000
燐鐵	100	120,000	12,000
「タングステン」鐵	100	120,000	12,000
「ヴァナジウム」鐵	100	120,000	12,000
「ニツケル」	100	120,000	12,000
「アルミニウム」	100	120,000	12,000
亞鉛	100	120,000	12,000
錫	100	120,000	12,000

別表第七號

大口注文に對する數量及金額
割引及小口注文

一、曩に本員の提出したる製鐵所の整理及經營方針に關する質問に對し政府の示したる答辭書は前後矛盾し其の眞意を解し難きもの少しとせず現に政府の答辭書別表第二號を見るに大正十一年度より同十二年度へ繰越すべき貯蓄材料其の他の物品豫定表中銑鐵一五六、二四七噸、鋼塊二二四、八四八噸とあり凡そ銑鐵の持越數量の大なるは製鐵所の製鋼能力が微弱にして速に銑鐵を消化し能はざること示すものなり然るに銑鐵の持越數量を十五萬噸以上に豫定すると同時に鋼塊の持越數量をも亦十二萬四千餘噸に見積るが如きは確に自家撞著と謂ふべく若銑鐵の持越數量にして政府の答辭書に於ける如く多大なりとせば鋼塊の持越數量は斷じて政府の答辭書に於ける如く大なる能はず現に製鐵所は最近鋼塊及鋼片を合して月額三千五百噸以上の拂下能力なきこと聲明したる事實あるに非ずや右の如き答辭は却て製鐵所が其の豫算に於て前年度よりの持越物品を過大に見積ることに依て其の缺損を隠蔽しつつありとの世上の疑念を深からしむるのみなるを遺憾とす政府の所見如何。

二、製鐵所固定資本價格増減表を見るに固定資本増加の割合は從來約五百萬圓乃至約一千萬圓なりしに拘らず大正十年度に於ては年度始より年度末に至る一箇年間に一躍一千八百餘萬圓の増加を示す從來とても製鐵所は固定資本價格の増

加を過大に見積りて其の缺損を隠蔽せるやの非難を爲す者ありしが大正十年度に於ける右激増に對する政府の辯明如何

三、大正十年度より同十一年度に特越したる材料其の他の物品の總額三千九百八十四萬圓の内容を答辯書第二號別表の例に倣ひて示されたし

四、答辯書第六項には責任ある官吏をして各般の衝に當らしむる必要上責任ある官吏は定員の儘として何等の整理を施さざりしと謂へるも作問綱太郎外三名の高等官を責任ある地位より責任なき事務囑託に轉せしめたる事實あるに非ずや元來臨時建設部なるものは製鐵所の伏魔殿と稱せらるるものにして製鐵所のみならず農商務省其他各所の誠首せられたる者又は誠首せらるべき者を情實的に引受け經費を濫用すとの非難多し右に對する政府の辯明如何

五、政府は鹿町炭坑は開平炭供給の停塞に備ふる必要上廢坑と爲すを得ずと謂ふも答辯書別表第五號に依れば其の出炭量は年額六萬噸に過ぎず之を該炭製造原料の總年額九十餘萬噸に比すれば七分弱に過ぎず斯の如き貧弱なる炭坑を以て開平炭供給の停塞に備ふる爲に必要と謂ふが如きは餘りに事實を無視したる強辯に非ずや政府の所見如何

六、政府は日東製鋼會社の輸入したる珪素鋼板用機械の一部を購入せむとするは珪素鋼板工場急設の必要を感じたるが爲なりと謂ふも右機械は米國に於て戰時中すら舊式の爲使用不能と稱せられたるアリキ板製造所にして専門家は其の價値を認めざるものなり聞く所に依れば葛鋼材部長は日東製鋼會社が右機械を擔保として興業銀行より借入を爲さむとするに際し某方面の強要に依り不承不承に「經濟上の得失は不明なれども此の機械を以て珪素鋼板を製造することは技術上必ずしも不可能に非ざるべし」との鑑定を與へ今や其の鑑定を唯一の基礎として右機械を製造所に購入せむとしつつあることは事實なるが如し政府殊に葛鋼材部長は此の事實を否認し右機械が珪素鋼板製造機械として生産能率上優秀にして經濟上有利なることを證言し得るや右及再質問候也

答 辯 書

三月廿六日

内閣總理大臣 男爵 加藤友三郎

一、鉄鐵は漢冶萍公司より購入する數量増加し繰越となるものも亦増加する見込なるに依る鋼塊の繰越數量は前年度と同一なり

以上の如くにして豫算に於て前年度よりの繰越物品を過大に見積りたるものなり

二、十年度に於ける固定資本の増加額が他年度に比し著しく多きは主として一般會計歳出臨時部製鐵所擴張費に屬する諸般設備中同年度に至り完成したるを以て之を固定資本に受入を爲したるもの多かりしと同年度は恰も作業會計規則に規定せる土地價格の改定を要する時期に當れるに依り之を施行したるの結果に出づるものなり而して製鐵所の損益計算方法は作業會計規則に依り固定資本を損益計算に算入せざるものとす右は豫算書に添付の妥拂勘定表に於ても明に之を見ることが得べし

三、大正十年度より同十一年度に繰越したる物品價額は四千六百四拾七圓にして其の内容は前答辯書別表第二號により鉄鐵七萬參千九百圓此價額參百八拾七萬九千七百五拾圓を控除したるものに相當す

四、本項質問は一般會計歳出臨時部製鐵所擴張費に屬するものと特別會計製鐵所作業歳出製鐵所作業費に屬するものを混同せるが如し即ち前質問書第六項は後者に關するものにして本項質問は前者に關するもの如し製鐵所擴張費に於ける減員は豫算書に明示せる所なるに依り敢て答辯を要せず而して前答辯書第六項は責任の衝に當らしむる官吏の定員を減少せざるの謂にして官吏たる者を更迭せざるの意に非ず又臨時建設部に於ては情實に依り引受けたる事實なし

五、該炭製造用配合炭は全量の約三分に當るのみ開平、鹿町の諸炭之に屬す、大正十二年度に於ては開平炭等の外國炭を容易に購入し得べきを以て成るべく内地資源保存の爲鹿町炭の採掘は之を最經濟的數量に止めたるものなるが一朝開平炭等の輸入停塞の場合に於ては本礦の設備を急施して之が所要に應ぜしむるは散て難事に非ず

六、日東製鋼會社より購入すべき機械は一部は米國より、他は獨逸より輸入したるものにして俱に珪素鋼板の製造に適するものなり

大正十二年三月二十六日

農商務大臣 荒井賢太郎

●ルール情報

三月十七日在獨日置大使はルール情報に關し左の通通報せり
 (一)ルールより外國の輸出に對し佛白占領官憲側は從價一割の税金と輸出特許とを強要し且右特許出願者を占領地の獨逸人に限れるに對し獨國政府は獨逸人に對し右税金の仕拂は勿論占領官憲との一切の接觸を嚴禁し居れり之が爲め特許申請すらなし得ざるのみならず假令特許を得るも勞働者の反抗激しく輸送困難なり。(二)本邦註文品をして輸出可能ならしむる方法は占領官憲をして之に對し課稅特許等を免除せしむるか又は獨逸側をして特に占領官憲の行爲を認容せしむるにあれども實情に於て獨逸側をして斯る狀態を認容せしむることは絶望なり。(三)從て現在狀態に於ては本邦註文品の輸出は一切不可能と認む。

三月廿六日來電 (一)占領地の交通機關は全然不備不統一にして一方輸出の停止と相俟て同地方經濟界活動は今や不可能に陥れり。(二)工業原料品及製造品の出入は多少の例を除き大體に於て杜絶し居るもの如く工業及炭坑は少なくとも今後二ヶ月位は失業者を出すことなくして仕事を繼續し得べく又伯林政府にして食料品及 *Ore* を引續き供給し得るに於ては今秋迄は工業持續の見込あり。(三)地方住民の食料供給に對し占領軍が困難ならしめ居るの事實無く占領軍は各本國より食料供給を受けつつあり。(四)占領官憲は三月六日以来原料品の輸入に對しても從價一割の税金と輸入許可とを強要する爲事實上原料品の輸入杜絶の姿なり依て原料品の貯藏少なき工場例へばドイツチエ、ルクセンブルグ、ドルトムンデル、ユニオンは假令占領官憲又は獨逸政府の讓歩により

輸出丈けは可能なるも原料缺乏の爲既存契約をも履行し得ざる立場に在り、但クルップは猶充分の原料品を有する旨會社に於て説明せり。

●八幡製鐵所鐵材價格調節

八幡製鐵所では本春來二回に亘り約四十圓方の値上を行つた結果其賣出價格は外國品の輸入値段と接近し歐洲品の新規輸入値と略同様になつたが尙多少割安である上に受渡が確實であるから一般需要者に喜ばれてゐる去る三月十日の發表値段による並寸法のもの一噸當の値段と歐洲品の新規輸入値段との比較左の如し。(單位圓)

品名	製鐵所	海外相場	比較
丸鋼	一四〇	一四〇	一〇〇
角鋼	一四〇	一四〇	一〇〇
平鋼	一四〇	一四〇	一〇〇
鋼板	一三五	一四〇	一〇〇
山形鋼	一三五	一四五	一〇〇
十八封度軌條	一二五	一一五	一〇〇
ワイヤロッド	一七七	一八〇	一〇〇

製鐵所では一口一千噸以上の註文に對して一定價格を割引してゐるから、それだけ外國品より安く賣つてゐる譯であるが、これは輸入防止の手段として一種の犠牲を拂つてゐるもので之に由つて生ずる損失を特殊寸法のもので補填せんとし目下内地で賣行の良い細棒の如きものに對して輸入品以上の高値で賣出してゐる、現に今回の改正値段も特殊寸法に對しては左の如き大値上を行つてゐる。(單位圓)

品名	新値	舊値	比較
丸鋼二分の五吋	四〇〇	二〇〇	三八
同八分の三吋	七〇〇	三〇〇	六五
同十六分の三吋	九〇〇	四〇〇	七〇
角鋼二分の一吋	二〇〇	一〇〇	一八
同八分の三吋	二〇〇	一〇〇	四五
同十六分の三吋	二〇〇	一〇〇	四五